

KYOTO UNIVERSITY

Campus Life News

2023.12.26.Tue No.63

公的研究費等の不正受給に注意 – 学生の皆さんも無関係ではありません –

ニュースや新聞などで研究機関や研究者による公的研究費等の不正に関する記事について目にすることがあると思います。学生である自分には関係ないと思われるのではないでしょうか？

近年、本学においても公的研究費等の不正経理の事案に学生が巻き込まれたケースがありました。教員が学生に対し虚偽の書類作成を指示し、大学から学生に実態のない旅費を支給させた後、学生に支給された旅費を教員が回収するというものです。大学からアルバイト料や旅費(交通費等)を受給する機会もありますが、その際に、こういった不正行為に関わらないためにも、こういった行為が不正受給に該当するのを知っておくことが大切です。

■不正受給に該当する行為の例

- ・実際に勤務・従事していない業務に対してアルバイト料を受け取ること
- ・実際に行っていない出張に対して旅費を受け取ること
- ・安価な交通手段を利用して出張したにもかかわらず、実際よりも高額な旅費を受け取ること
- ・大学から受給したアルバイト料、RF 委嘱対価、旅費の全部または一部について、正当な理由なく教員の指示による回収に応じること

このような行為を求められた場合や、事務手続きに不安がある場合は、所属する学部・研究科等の事務室・事務職員に遠慮なくご相談ください。

■以下のことに注意してください

- ・アルバイトに従事する際は、必ず事前に業務の内容や従事する日時、単価等について説明を受け、内容を承諾した上でアルバイトに従事してください。

・アルバイトに従事した際は、勤務の都度、勤務表に記載されている勤務内容と勤務時間が実際に従事したものと相違ないか確認の上、勤務表に押印し、監督者の確認を受けてください。数日毎あるいは月末にまとめて押印しないでください。

・旅費を請求する際は、請求の内容が実際の旅行内容(日程・経路等)と相違ないか確認した上で、請求してください。なお、航空機・パック旅行・外国出張時の鉄道等のほか、新幹線又は JR 特急を利用した際は領収書等の提出が必要です。

学生のみなさまへ

京都大学
KYOTO UNIVERSITY

2023年12月19日

本学からのアルバイト料(OA・TA・RA 給与^{注1}、謝金)、RF 委嘱対価^{注2}、旅費(交通費等)の受給にあたって、以下の行為は**禁止**されています。

注1) OA: Office Assistant, TA: Teaching Assistant, RA: Research Assistant, 注2) RF: Research Fellow



※各禁止行為の詳細は次員を参照ください。

上記の行為を求められた場合や、事務手続きが分からない場合は、
まずは、所属する学部・研究科などの事務室・事務職員にご相談ください！

詳細は京都大学HP



「2024 京都大学キャリアフォーラム（合同企業説明会）」の開催について

キャリアサポートセンターでは、就職活動をする学生のみなさんを支援するため、2024年3月に「2024 京都大学キャリアフォーラム」を開催します。京大生を積極的に採用したいと考える全130社の企業・団体が参加し、自社の採用情報について説明します。出展企業は12月28日に公開予定です。

【2024 京都大学キャリアフォーラム】25卒必見イベント！

日時：3月1日（金）、2日（土）10:00 - 16:30

会場：総合体育館（5年ぶり対面開催！）

対象：主に2024年度（2024年4月～2025年3月）に卒業・修了予定の京都大学在学学生

※1・2回生、博士・ポスドクも参加できます

内容：2025年4月入社予定者を主な対象とする学内合同企業説明会です。学部1・2回生は各企業のインターンシップ情報の入手方法を知ることができます。

【キャリアフォーラム直前対策セミナー】

1月31日（水） 「京大生にはここまで知ってほしい！企業の見方・拡げ方」（低回生向け）

2月19日（月）、21日（水）「京大生に『今』伝えたい学内合説活用術」

（学部3回生、修士1回生向け）

詳細はキャリアサポHP



悪質な飲食店、勧誘に注意してください

近年、一部の悪質なホストクラブなどにおいて、その従業員であるホストが若年女性に対して、その好意の感情を不当に利用して、困惑させ、飲食などの提供を受ける契約を結ばせるという事例が報告されています。

悪質な飲食店、勧誘のトラブルについては京都府警察でも注意喚起がなされている他、厚生労働省や消費者庁でも相談窓口が開設されています。

学生の皆さんは今一度悪質な勧誘、行為の被害に遭わないように注意してください。また万が一トラブルに遭った際はすぐに各HPの相談窓口にご相談してください。

厚労省HP



消費者庁HP



京都府警HP



【被害を防止するには（京都府警察 Web サイトより）】

1. この手の事案と疑われる場合はすぐに警察に連絡する。
（不当な飲食代金に対する請求には対抗策を講じることが出来る場合があります。）
2. スカウトには連絡先や個人情報を教えない。
3. 怪しい飲食店にはついて行かない。
4. おかしいと思った時はすぐに相談を。

公式 X（旧 Twitter）、学生意見箱

京大生への学生生活支援の一環として、公式Twitterによる情報発信を行っています。各種学生生活支援に関する情報などを積極的にお届けしますので、ご活用ください。

また、京大生のみなさんの学生生活における日頃の疑問やご要望にお応えするため、「学生意見箱」を設けています。こちら是非ご活用ください。

公式X（旧Twitter）アカウント

@CLI_KU



学生意見箱



京都大学
KYOTO UNIVERSITY

発行者：教育推進・学生支援部

問い合わせ先：教育推進・学生支援部 学生課

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 TEL (075) 753-2505 FAX (075) 753-2567

URL <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/cli/cln>